

「改訂 12 版 放射性同位元素等の規制に関する法令—概説と要点—」

正誤表

(対象 1 刷 ◇ 2022 年 1 月現在)

ページ	箇所	誤	正
24	<b>4.3</b> ページ下から 4 行	(付表 21)	(付表 20)
48	<b>6.8</b> ページ下から 5 行	(付表 21)	(付表 20)
49	<b>表 11</b> 右欄 3 つ	(付表 21)	(付表 20)
75	<b>表 12</b> 中央列 1 番目	放射線同位元素等の規制に関する法律施行規則 (昭和35年政令第56号)	放射線同位元素等の規制に関する法律施行規則 (昭和35年 <b>総理府令</b> 第56号)
75	<b>表 12</b> 中央列 2 番目	放射線同位元素等の運搬の届け出に関する内閣府令	放射線同位元素等の運搬の <b>届出等</b> に関する内閣府令
75	<b>表 12</b> 右列 1 番下	郵便法第12条第1号の爆発物、発火性その他の危険物のある物指定の件	郵便法第12条第1号の爆発 <b>性</b> 、発火性その他の危険 <b>性</b> のある物指定の件
85	<b>8.3.3</b> 見出しから 2 行	<b>付表 21</b> 別表第 1	<b>付表 20</b> 別表第 1